

且更痛難用之此其所以一之新就張之太
 神復也之有為治之文記能其此既以中上
 其是也法也其付內之法之為也其也其
 而其也其也其也其也其也其也其也其也
 中其也其也其也其也其也其也其也其也
 上其也其也其也其也其也其也其也其也
 其也其也其也其也其也其也其也其也其也
 其也其也其也其也其也其也其也其也其也

其乃上中所也件

右

上菱村

持已

半次節

其也其也

其也其也

其也其也

其也其也

其也其也

其也其也

其也其也

天保九年正月

【积文】

差上申御請證文之事

川崎平右衛門當分御預所

野州足利郡上菱村

一	獵師鉄炮	玉目三匁	耆挺	名主	半次郎
一同		玉目三匁弍分	耆挺	組頭	定右衛門
一同		玉目三匁弍分	耆挺	百姓	孫兵衛
一同		玉目三匁	耆挺	同	政七
一同		玉目三匁	耆挺	百姓	太吉

ノ 五挺

右者今般御改正二付、私共儀所持獵師鉄炮

并御鑑札共、御改革組合惣代共方江持参、銘々

組合村役人共一同為御立會御改請候所、書面之

通相違無御座候、此上共御定法之趣弥堅可

相守、尤其段銘々支配領主地頭江可申立、

且更痛難用立潰筒ニい多し、新規張立又ハ

修復等之節茂、銘々支配領主地頭江申立

差圖を請、御府内ニ而張立為直候義者、格別

最寄領主抱之鍛冶共方江、同様之節も同様

【「最」字は、ウ冠に「取」字】

申立差圖を受、其砌者鑑札持参為見届候

上、村役人共も其段證文可差出、自己相對を以

手入難相成与可得心旨被 仰渡、一同承知

奉畏候、仍而組合限一紙連印御請證文

差上申所如件

右

上菱村

持主 半次郎

天保九戌年十一月 組合惣代 元助

持主 定右衛門

組合惣代 幸右衛門

持主 孫兵衛

【読み下し文】

差し上げ申す御請證文の事

川崎平右衛門當分御預所

野州足利郡上菱村

- | | | | | | |
|---|------|--------|----|----|------|
| 一 | 獵師鉄炮 | 玉目三匁 | 壹挺 | 名主 | 半次郎 |
| 一 | 同 | 玉目三匁式分 | 壹挺 | 組頭 | 定右衛門 |
| 一 | 同 | 玉目三匁式分 | 壹挺 | 百姓 | 孫兵衛 |
| 一 | 同 | 玉目三匁 | 壹挺 | 同 | 政七 |
| 一 | 同 | 玉目三匁 | 壹挺 | 百姓 | 太吉 |

五挺

右は、今般御改正につき、私どもが儀所持の獵師鉄炮

並びに御鑑札ともに、御改革組合惣代ども方へ持参し、銘々

組合村役人ども一同お立ち會わせ、お改め請け候所、書面の

通り相違御座なく候、この上とも御定法の趣いよいよ堅く

相守るべし、尤も其段銘々支配領主・地頭へ申し立てるべし、

且、更に痛み用立て難きは潰れ筒にいたし、新規張立て又は
修復等の節も、銘々支配領主・地頭へ申し立て
差圖を請け、御府内にて張立て直させ候義は、格別
最寄り領主抱えの鍛冶ども方へ、同様の節も同様
申し立て差圖を受け、その砌は鑑札持参し見届けさせ候
上、村役人どももその段證文差し出すべく、自己相對を以って
手入れ相成り難しと心得べき旨 仰せ渡され、一同承知
畏み奉り候、依りて組合限り一紙連印御請證文
差し上げ申す所、件の如し

右

上菱村

持主 半次郎

天保九戌年十一月 組合惣代 元助

持主 定右衛門

組合惣代 幸右衛門

持主 孫兵衛

【解説】

今回の古文書は、今から一八〇年あまり前の天保九年（一八三八）に書かれた請書（「うけしよ受書」、うけがき「うけがき」とも読む）です。請書とは依頼や命令に対して承知したことを伝える承諾書のことです。

文書の奥をみると、「上菱村 持主 半次郎」以下五名の名前が並記されています。この者たちが連名で命令（鉄砲と鑑札の改め、また鉄砲の廃棄・新調・修理時の規則）を堅く守る旨を承知し、作成された請書であることがわかりますが、さてこの文書には宛所（「あてどころ」と読む。受取先のこと）が見当たりません。そこで、文書の袖（文書の向かって右側、書き出しの部分）を見てみると、「獵師鉄砲 玉目三匁 壺挺 名主 半次郎」以下、やはり五名の人物が記されていますが、ここでは四番目に書かれた「政七」と五番目の「太吉」の名が、奥の作成者からは落ちてしまっていることに気が付きます。つまり本来この文書には、「持主 孫兵衛」の後ろにまだ続く部分があり、そこには「政七」「太吉」の名や、宛所があったのではないかと推測されます。

そのことを念頭に、本文を読んでみると、文中に「一紙連印（の）御請證文」を差し上げ申すとありながら、作成者たちの名前の下に印

が押されていないことに気が付きます。それらからわかることは、この文書は宛所に差し出された請書の控（「ひかえ」）であるということ です。なお、宛所に差し出された正式な文書（原本）を「正文」（「しようもん」といいます）。

今回紹介したこの控の文書は、縦紙（「たてがみ」と読む。全紙を横長に置き、そのままに用いる）を貼り継ぐことなく書かれています。そのため、貼り継がれた文書であれば剥がれ跡の有無から推測できる、「政七」以下の名や宛所の部分が見えない理由が、後世の欠損によるものなのか、もともと書き控えなかったのかの判断はできません。

この文書の袖側には川崎平右衛門（孝保）の名が見えます。平右衛門は幕府の直轄領である「天領（＝「御領」）」を預かる関東代官の一人で、下野真岡（現、栃木県真岡市）に置かれた代官所（陣屋）を任され、下野・上野・常陸・下総の計約九五〇〇〇石の支配高を管轄していました。定右衛門の名前が記されていることから、この時、上菱村（現、桐生市菱町五丁目）は、代官平右衛門の管轄下の村であったことがわかります。平右衛門の家は曾祖父定孝・祖父定盈・父定安ともに代官を務めています。なかでも定孝は、名主を務めながら新田

開発や凶作対策、治水事業などで次々と功績をあげ、旗本に取り立てられた立身出世の人として知られています。

なおこの天保の頃は、代官が陣屋に常駐することは少なく、江戸住まいで執務にあたるのが普通でした。

上述したように、この文書の内容は、上菱村の名主半次郎以下五人が、所持する鉄砲と鑑札の改めを受け、鉄砲所持に関する諸般の決まり事を守ることを申し出たものです。有名な豊臣秀吉の刀狩りで、百姓の鉄砲所持は禁止されたことを皆さんもご存じでしょう。しかし、実際には農地や山林を荒らす鳥獣による食害は、年貢の根幹でもある田畑経営に深刻な打撃を与えることもあり、幕府は領主や代官を通して、百姓の持つ猟師鉄砲（殺生筒）に承認を与え、領主や代官は鉄砲改めを行い、その管理下での使用を認めていました。

島原の乱後は、大きな戦乱もなく、徐々に大名や旗本たちが武器としての鉄砲を必要としなくなります。そのような中で農村の百姓が持つ猟師鉄砲は、生産者である鉄砲鍛冶たちにとって大きな意味を持ちました。

この文書には「玉目」という言葉がみえますが、これはその鉄砲から発射される鉛の弾丸の重量を示しています。「玉目三匁」であれば、

十一・二五[㍉]の弾丸を撃てるということ。戦乱で求められる武器としての鉄砲は破壊力こそが最重要で、一〇〇匁から三〇匁の弾丸を発射する大銃（大筒・抱え筒とも。これらは複数の人間で携行し、地上に安定させて射撃する）や、携行用の火縄銃であっても六匁から一〇匁程度の弾丸を発射していたようです。

ところが農村に出没して田畑を荒らす鳥獣を撃つために求められる性能は、破壊力よりも、携行性や機動性が重要で、玉目も三匁程度のものが主流です。いわば武器としての鉄砲から、農具としての鉄砲という需要の変化がおきたのです。鉄砲鍛冶たちはそれらに比べ、人よりも小さく、その上素早い鳥獣を仕留めるための即射性能と命中精度を向上させていきました。

因みに農村にはどのくらいの鉄砲が所持されていたのでしょうか。江戸時代の藩は、幕府からの軍役に応じるために、城付鉄砲という鉄砲を常備していましたが、領内の百姓がもつ鉄砲は、その三〜五倍程度の数に上ったという指摘もあります。

この文書の宛所について少し触れておきましょう。先述したように、この文書には宛所が見えませんが、本文中の二行目には鉄砲と鑑札の持参先として「御改革組合惣代」、三行目には立会人として「組

合村役人」という言葉があります。

江戸時代の関東諸国は、天領のほかに藩領・旗本領（いわゆる私領）・寺社領といった、それぞれの領主が異なる複雑な支配が入り組んだ地域でした。江戸時代中期以降、農村では大地主が生まれる一方、土地を失うものも頻出するなどして治安の悪化が進みます。しかしながら領主権が入り組んだこの地では、統一的な警察権が発動できず、無宿人や悪党、博徒の跋扈や百姓一揆といった問題が発生しても有効な対策が取れないでいました。

そこで幕府はまず文化二年（一八〇五）に、関東取締出役（「かんとうとりしまりしゅつやく／かんとうとりしまりでやく」。「八州廻り」ともいう）を新設し、関東代官の手付・手代の中から八名を選び、天領・私領を問わず、関東の全てを廻村し、悪党無宿人の逮捕などの警察的役割を担わせました。しかし、廻村する出役の人数が絶対的に少なく、徒党化した無宿・悪党らと対峙することができなかったことや、召し捕った悪党らの江戸送り費用が村の負担であったことなどから、百姓らの協力を得られず、成果をあげられませんでした。

幕府は文政十年（一八二七）に次の手を打ちました。それが「御取締御改革」という改革で、関東取締出役を直属下に置く勘定奉行から関東一円（除、水戸藩）の農村を対象に四十五条にも及ぶ触書がださ

れたのです。

この中で最大のポイントとなったのが、天領・私領・寺社領などの領主の区分なく、農村を広域行政区画へと再編成する事でした。具体的には、近隣の四〜五ヶ村を組みあわせて「小組合村」を作り、それを構成した村々の名主の中から、一名を代表者である「小惣代」に選びます。さらにこの小組合村を地域ごとに十前後にまとめて「大組合村」（四十から五十ヶ村からなる）という組織とし、それを構成する小組合の小惣代の中から数名を選び「大惣代」とします。そしてこの大組合村の中で交通の要衝にある比較的村高の大きな村が、「親村」や「寄場」と呼ばれる中核に位置付けられ、その名主が「寄場役人」という組合村全体の惣代に任命されました。これによりそれまで一村単位では対応が難しかった無宿人らの取り締まりや諸経費の捻出も、大組合村が負担することで、個々の村の負担軽減が実現されたのです。

いわば村連合体ともいべきこの組織を「御」改革組合村」といい、関東一円が改革組合村となることで、先の関東取締出役の活動も強化されていきました。取締出役の任務と密接な先の触書には鉄砲の取り締まりもあげられています。今回の文書は、この関東取締出役の役人の廻村にあたり鉄砲改めが行われ、半次郎以下の鉄砲所持者と

組合惣代が作成した請書と推測されることから、その宛所は関東取締出役の役人であったと考えられます。

余談ながら、文政十年の触書では、農村での歌舞伎や手踊りの禁止も命じられています。桐生新町の牛頭天王祭礼（祇園祭）では、付け祭として各丁目が競うように、屋台の上での狂言や子供手踊りを披露していましたが、この触書以降は、表向き自粛を余儀なくされたはずですが、しかし、今日に伝えられた史料からは、文政十一年・十二年ともに、屋台を繰り出して付け祭を楽しんでいたことが窺い知れます。